

## 国立大学法人小樽商科大学換金性の高い消耗品に関する取扱要項

平成31年3月29日

学 長 裁 定

(趣旨)

**第1条** この要項は、国立大学法人小樽商科大学物品管理規則(以下「物品管理規則」という。)  
第2条第4号に定める消耗品(以下「消耗品」という。)のうち、換金性の高いもの(以下「換  
金性の高い消耗品」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要項において「換金性の高い消耗品」とは、次の各号に掲げる消耗品とする。

- (1) パソコン及びタブレット型コンピュータ
- (2) デジタルカメラ及びビデオカメラ
- (3) テレビ
- (4) 録画機器
- (5) その他物品管理役(物品管理規則第4条第1項に定める物品管理役をいう。以下同じ。)が  
必要と認めるもの

(台帳の整備)

**第3条** 物品管理役は、換金性の高い消耗品について、これを適切に管理するための台帳を備え、  
必要な事項を記載しなければならない。

(換金性の高い消耗品の標示)

**第4条** 物品管理役は、換金性の高い消耗品について、1点毎に物品番号を定め、物品管理規則  
様式1に定める物品管理票を貼付し、使用させるものとする。

(使用者の責務)

**第5条** 換金性の高い物品を使用する者は、善良な管理者の注意をもって管理し又は使用しなけ  
ればならない。

(処分等)

**第6条** 換金性の高い消耗品を処分等する場合は、物品管理規則第9条、第13条から第14条  
及び第16条の定めに従うものとする。

### 附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。